

消費者被害注意報 No. 71

スマホなどに届く身に覚えがない請求にご注意！

事例 スマートフォンに「有料サイトの会員登録未納料金が発生している。本日中に連絡なき場合は法的手段に移行する。」などと書かれたショートメールが届いた。そのサイトには登録していないし、全く身に覚えがない。

不審に思って連絡はしていないが、支払わなくてはならないのか。

《相談員のアドバイス》

- このようなメールは、不特定多数に一齐に送信された架空請求と考えられます。身に覚えがない場合は相手に連絡せず、無視して様子を見ましょう。
- 万が一、相手に連絡をしてしまった場合は、後日、しつこく請求される場合がありますので、着信拒否や迷惑メールフィルターを設定するようにしましょう。

会員登録未納料金が発生しています。
至急ご連絡ください。



見守りのポイント

- 業者に連絡してしまうと個人情報を知られてしまい、しつこく請求を受けることがありますので、決して連絡をしないように注意を促しましょう。
- 解決するために、インターネットで検索した「相談窓口」に連絡しても、相手は民間の事業者であり、解決には結びつかず、調査料などの名目で料金を請求されるような二次被害にあってしまう可能性もあります。
- 困ったときは、早めに家族やホームヘルパーなどの身近な人に相談するように伝えましょう。



「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

〈連絡・問い合わせ先〉 千葉県消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111